

政令第三十一号

道路交通法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項の表運転免許試験手数料の項を次のように改める。

運転免許 試験手数料	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験	法第九十七条の二第一項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	五百五十円	千五十円
法第九十七条の二第一項第三号又は第五	五百五十円	千三百五十円		

<p>試験</p> <p>普通自動車免許に係る</p>	
<p>法第九十七条の二第二項第一号又は第二</p>	<p>号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>法第九十七条の二第二項の規定の適用を受けない場合</p>
<p>五百円</p>	<p>六百五十円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、三千四百五十円）</p>
<p>千二百五十円</p>	<p>三千七百五十円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、三千九百五十円）</p>

<p>号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p>		
<p>法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p>	<p>五百円</p>	
<p>法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合</p>	<p>六百五十円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動</p>	<p>千五百五十円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自</p>

		<p>車を使用して受ける 場合にあつては、千 三百五十円）</p>	<p>動車を使用して受け る場合にあつては、 千七百五十円）</p>
<p>特定第一種運転免許（ 大型特殊自動車免許、 大型自動二輪車免許、 普通自動二輪車免許又 は牽引^{けん}免許をいう。以 下同じ。）又は大型特 殊自動車第二種免許若 しくは牽引^{けん}第二種免許 に係る試験</p>	<p>法第九十七条の二第 一項第二号に該当し て同項の規定の適用 を受ける場合</p>	<p>五百五十円</p>	<p>千二百円</p>
	<p>法第九十七条の二第 一項第三号又は第五 号に該当して同項の 規定の適用を受ける 場合</p>	<p>五百五十円</p>	<p>千三百五十円</p>
	<p>法第九十七条の二第</p>	<p>六百五十円（法第九</p>	<p>二千三百円（法第九</p>

	<p>一項の規定の適用を 受けない場合</p>	<p>十七条第一項第二号 に掲げる事項につい て行う試験を公安委 員会が提供する自動 車を使用して受ける 場合にあつては、二 千五十円)</p>	<p>十七条第一項第二号 に掲げる事項につい て行う試験を公安委 員会が提供する自動 車を使用して受ける 場合にあつては、二 千四百五十円)</p>
<p>小型特殊自動車免許又 は原動機付自転車免許 に係る試験</p>	<p>法第九十七条の二第 一項の規定の適用を 受ける場合</p>	<p>五百円</p>	<p>千三百五十円</p>
	<p>法第九十七条の二第 一項の規定の適用を 受けない場合</p>	<p>五百円</p>	<p>千円</p>

<p>大型自動車第二種免許 、 中型自動車第二種免 許又は普通自動車第二 種免許に係る試験</p>	<p>法第九十七条の二第 一項第二号に該当し て同項の規定の適用 を受ける場合</p>	<p>五百五十円</p>	<p>千二百円</p>
<p>法第九十七条の二第 一項第三号又は第五 号に該当して同項の 規定の適用を受ける 場合</p>	<p>五百五十円</p>	<p>千三百五十円</p>	
<p>法第九十七条の二第 一項の規定の適用を 受けない場合</p>	<p>六百五十円（法第九 十七条第一項第二号 に掲げる事項につい て行う試験を公安委</p>	<p>三千九百円（法第九 十七条第一項第二号 に掲げる事項につい て行う試験を公安委</p>	

				仮運転免許に係る試験	
法第九十七条の二第 を受ける場合	法第九十七条の二第 一項第四号に該当し て同項の規定の適用 を受ける場合	法第九十七条の二第 五百円	法第九十七条の二第 五百円	法第九十七条の二第 一項第二号に該当し て同項の規定の適用 を受ける場合	員会が提供する自動 車を使用して受ける 場合にあつては、三 千五百五十円)
法第九十七条の二第 六百五十円 (法第九		千五十円	千二百円		員会が提供する自動 車を使用して受ける 場合にあつては、四 千百円)
二千二百円 (法第九					

	<p>一項の規定の適用を 受けない場合</p>	<p>十七条第一項第二号 に掲げる事項につい て行う試験を公安委 員会が提供する自動 車を使用して受ける 場合にあつては、二 千五十円</p>	<p>十七条第一項第二号 に掲げる事項につい て行う試験を公安委 員会が提供する自動 車を使用して受ける 場合にあつては、二 千三百五十円</p>

第四十三条第一項の表検査手数料の項中「三百円」を「三百五十円」に、「三千五百五十円」を「三千三百円」に、「三千八百円」を「三千五百円」に、「九百円」を「千五十円」に、「三千七百五十円」を「三千五百円」に、「四千円」を「三千七百円」に改め、同表再試験手数料の項を次のように改める。

再試験手数料	普通自動車免許に係る再試験	六百五十円（法第百条の二第二項に規定する普通自動車の運	千三百円（法第百条の二第二項に規定する普通自動車の運
--------	---------------	-----------------------------	----------------------------

	<p>大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験</p>
<p>転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用し て受ける場合にあつては、千三百五十円</p>	<p>六百五十円（法第百条の二第二項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う</p>
<p>転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千五百円</p>	<p>千百円（法第百条の二第二項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験</p>

法第百八条の二第一項第二号に掲げる講習		講習一時間について 千五十円	講習一時間について 千三百円
法第百八条の二第一項第三号に掲げる講習		講習一時間について 七百元	講習一時間について 千四百円
法第百八条の二第一項 第四号に掲げる講習		大型自動車免許又は 中型自動車免許に係 る講習 二千六百五十円	講習一時間について 二千円
法第百八条の二第一項 第五号に掲げる講習		普通自動車免許に係 る講習 千百五十円	講習一時間について 千三百円
大型自動車免許 に係る講習	講習一時間について 二千八百円	講習一時間について 千三百円	
普通自動車二輪車免許 に係る講習	講習一時間について 二千七百円	講習一時間について 千三百円	

法第百八条の二第一項第六号に掲げる講習			講習一時間について 四百円	講習一時間について 千円
法第百八条の二第一項第七号に掲げる講習			講習一時間について 千五百五十円	講習一時間について 千五百五十円
法第百八条の二第一項第八号に掲げる講習			講習一時間について 九百円	講習一時間について 四百円
法第百八条の二第一項第九号に掲げる講習			講習一時間について 四百五十円	講習一時間について 二百円
法第百八条の二第一項第十号に掲げる講習			普通自動車免許に係る講習 五百円	講習一時間について 千五百五十円
大型自動二輪車免許に係る講習			講習一時間について 千五百五十円	講習一時間について 千五百五十円
普通自動二輪車免許			講習一時間について 千五百五十円	講習一時間について 千五百五十円

		法第百八条の二第一項 第十一号に掲げる講習			
に係る講習	原動機付自転車免許 に係る講習	法第九十二条の二第 一項の表の備考一の 2に規定する優良運 転者に対する講習	法第九十二条の二第 一項の表の備考一の 3に規定する一般運 転者に対する講習	千円	講習一時間について 八百五十円
		三百円	六百円（国家公安委 員会規則で定める第		
		五百円	七百五十円（国家公 安委員会規則で定め		講習一時間について 千五百五十円

	<p>4に規定する違反運転者等に対する講習</p>	<p>三十三条の七第二項の基準に該当しない者に対する講習にあつては、三百円)</p>	<p>る第三十三条の七第二項の基準に該当しない者に対する講習にあつては、五百円)</p>
<p>法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習</p>	<p>小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習</p>	<p>千九百五十円(当該講習が法第九十七条の二第一項第三号イ又は第百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合にあつては</p>	<p>三千六百五十円(当該講習が法第九十七条の二第一項第三号イ又は第百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合にあつて</p>

第四十三条第一項の表通知手数料の項中「八百円」を「八百五十円」に改め、同条第二項の表一の項から五の項までを次のように改める。

一 技能検定員として必要な自	大型自動車免許又は中型自動車	三百五十円	三千六百五十円	法第八十条の二第一項第十三号に掲げる講習	小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習	、千八百円)
					七百元	は、三千四百円)
				五千五百五十円(当該講習が国家公安委員会規則で定めるものである場合にあっては、三千六百元)	七千六百五十円(当該講習が国家公安委員会規則で定めるものである場合にあっては、五千四百五十円)	

		<p>自動車の運転技能</p>	
<p>二 自動車の運転技能に関する 観察及び採点の技能</p>			
<p>検定員審査</p>	<p>特定第一種運転免許に係る技能 員審査</p>	<p>免許に係る技能検定員審査</p>	<p>普通自動車免許に係る技能検定 員審査</p>
<p>百円</p>	<p>百五十円</p>	<p>三百五十円</p>	<p>百五十円</p>
<p>二千円</p>	<p>五千九百五十円</p>	<p>六千三百五十円</p>	<p>三千四百五十円</p>
		<p>大型自動車免許又は中型自動車 免許に係る技能検定員審査</p>	<p>大型自動車第二種免許等に係る 技能検定員審査</p>
		<p>特定第一種運転免許に係る技能 員審査</p>	<p>検定員審査</p>
		<p>百円</p>	<p>二百円</p>
		<p>千二百円</p>	<p>四千五十円</p>

五 技能検定の実施に関する知識	検定員審査		
	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査		二千円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査		千九百五十円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査		二千五百円

第四十三条第二項の表六の項中「千八百五十円」を「千七百五十円」に、「千九百五十円」を「二千円」に、「二千四百五十円」を「二千五百五十円」に、「三千百五十円」を「三千七百円」に改め、同表七の項中「二千七百円」を「二千五百五十円」に改め、同表の備考一中「二千七百五十円」を「二千六百円」に、「二千八百円」を「二千九百円」に、「二百五十円」を「二百円」に改め、同表の備考二中「三百五十円」を、「五百五十円」を、「二百円」に、「二百円」を「三百五十円」に改め、同条第三項の表一の項及び二の項を次のように改める。

一 教習指導員として必要な自動車 の運転技能		二 技能教習に必要な教習の技 能		大型自動車免許又は中型自動車 免許に係る教習指導員審査	三百五十円	三千六百五十円
				普通自動車免許に係る教習指導 員審査	百五十円	三千四百五十円
特定第一種運転免許に係る教習 指導員審査	百円	千二百円	千二百円	大型自動車第二種免許等に係る 教習指導員審査	二百円	四千五十円
特定第一種運転免許に係る教習 員審査	五十円	五十円	千二百五十円	普通自動車免許に係る教習指導 員審査	五十円	千二百五十円
特定第一種運転免許に係る教習 員審査	五十円	五十円	千二百五十円	普通自動車免許に係る教習指導 員審査	五十円	千二百五十円

指導員審査		
大型自動車第二種免許等に係る 教習指導員審査	五十円	二千元

第四十三条第三項の表三の項中「千三百五十円」を「千二百五十円」に、「千三百円」を「千二百円」に、「千五百五十円」を「千五百円」に改め、同表四の項中「千四百五十円」を「千五百五十円」に、「千二百円」を「千三百五十円」に、「千二百五十円」を「千三百円」に改め、同表五の項中「千四百五十円」を「千五百五十円」に、「千二百円」を「千三百五十円」に、「千二百五十円」を「千三百五十円」に、「千二百五十円」を「千三百円」に改め、同表六の項を次のように改める。

六 教習指導員として必要な教育についての知識		
大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査		千四百円
普通自動車免許に係る教習指導員審査		千三百円
特定第一種運転免許に係る教習員審査		千二百円

第四十三条第三項の表七の項中「二千七百円」を「二千五百五十円」に改め、同表の備考一中「二千七百五十円」を「二千六百五十円」に、「八百五十円」を「九百円」に、「二千八百円」を「二千九百円」に、「二百五十円を、」を「二百円を、」に改め、同表の備考二中「百円を、普通自動車免許」を「二百五十円を、普通自動車免許」に、「五十円」を「百円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(道路交通法施行令の一部を改正する政令の一部改正)

2 道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成二十七年政令第十九号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項の表講習手数料の項の改正規定中「五千二百円」を「五千五百五十円」に、「三千四百円」を「三千六百円」に、「八千五百円」を「七千六百五十円」に、「五千八百円」を「五千四百五十円」に改める。

理由

運転免許等に関する事務の処理に要する経費の実情に鑑み、運転免許等に関する手数料の標準を改める必要があるからである。